

阿久根市告示第 3 4 号

阿久根市空き家改修事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 3 月 3 1 日

阿久根市長 西 平 良 将

阿久根市空き家改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、空き家の有効活用による本市への移住定住の促進及び地域の活性化を図るため、空き家を改修しようとする者に対し、予算の範囲内において阿久根市空き家改修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、阿久根市補助金等交付規則（平成 1 9 年阿久根市規則第 1 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 本市の区域内に存し、1 年以上継続して使用されていない一戸建ての住宅をいう。
- (2) 市税等 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 5 条に規定する市区町村民税，使用料，負担金等の市区町村が徴収すべきものをいう。
- (3) 店舗 小売業，飲食業，サービス業又は製造業を営む店舗（娯楽業及び風俗を伴う飲食業を除く。）をいう。
- (4) 事務所 事業の用に供する事務所，店舗，工場等（仮設又は臨時のものその他その設置が恒常的でないものを除く。）をいう。

(補助対象事業等)

第 3 条 補助対象事業，補助対象者，補助対象経費及び補助金の額は、別表第 1 のとおりとする。

(事前協議)

第4条 補助対象者は、空き家改修事業事前協議書（別記第1号様式。以下「事前協議書」という。）に別表第2に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出し、協議しなければならない。

2 市長は、前項に規定する協議があった場合は、その内容について審査し、承認の可否について決定し、空き家改修事業承認（不承認）決定通知書（別記第2号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

3 前項の規定により承認の通知を受けた者は、当該通知を受けた後、工事に着手しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(事前協議内容の変更等)

第5条 補助金交付対象工事の承認を受けた者（以下「承認決定者」という。）は、事前協議書の内容を著しく変更しようとするときは、空き家改修事業補助金交付対象工事変更承認申請書（別記第3号様式。以下「変更承認申請書」という。）に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の変更承認申請書を受理した場合は、その内容について審査し、空き家改修事業補助金交付対象工事変更承認（不承認）決定通知書（別記第4号様式）により承認決定者へ通知するものとする。

(事前協議書の取下げ)

第6条 承認決定者は、事前協議書を取り下げようとするときは、空き家改修事業補助金交付対象工事承認取下げ届出書（別記第5号様式）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付申請に当たっては、増改築又は改修が完了後、空き家改修事業補助金交付申請書（別記第6号様式。以下「交付申請書」という。）に別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の決定及び確定)

第8条 市長は、交付申請書を受理したときは、交付すべき補助金の

額を決定し、空き家改修事業補助金交付決定及び確定通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第9条 前条の規定に基づく通知を受けた者は、補助金の請求に当たっては、空き家改修事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し又は返還）

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助対象者の要件に該当しないとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金の返還を相当と認めるとき。

（報告等）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、当該補助対象者は、市長に対し、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行うものとする。

（規則の手續の特例）

第12条 規則第14条及び第15条に規定する手續は、省略するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、令和5年3月31日限りその効力を失う。

（阿久根市空家活用・流通支援等補助金交付要綱の廃止）

- 2 阿久根市空家活用・流通支援等補助金交付要綱（平成28年阿久根市告示第35号）は、廃止する。

(適用関係)

- 3 この要綱の施行日前において、前項の規定による廃止前の阿久根市空家活用・流通支援等補助金交付要綱に基づいて交付決定がなされた補助金については、前項の規定にかかわらず、これらの要綱の規定は、なおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助金の額
<p>空き家を住宅、店舗又は事務所へ改修する事業</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する個人又は法人</p> <p>(1) 空き家を所有していること。</p> <p>(2) 本市の住民基本台帳に記録され、又は主たる事務所を本市として法人登記がされていること。（事業完了後にこれらの記録又は登記がなされる場合を含む。）</p> <p>(3) 市税等の滞納がないこと。</p> <p>(4) 改修後の住宅、店舗又は事務所を使用する者が空き家の存する区へ加入し、当該地域の行事への積極的参加を通じ、良好な地域社会の形成に努めることができること。</p> <p>(5) 空き家の有効活用の事例として市が広く紹介することについて同意すること。</p>	<p>次に掲げる改修に係る経費とし、これらの額の合計額が300万円以上のものを対象とする。</p> <p>(1) 増改築及び間取りの変更（新築及び建替えを除く。）</p> <p>(2) 台所、浴室、洗面所又は便所の改修</p> <p>(3) 給排水、電気、通信又はガス設備の改修</p> <p>(4) 壁、床及び天井の改修</p> <p>(5) 屋根又は外壁の改修</p> <p>(6) その他機能の向上に必要と認められる改修</p>	<p>補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額とし、200万円を限度とする。ただし、空き家を店舗又は事務所へ改修する場合において、これらの改修が寺島宗則旧家保存活用プロジェクトに掲げる寺島宗則旧家と同じ地域内に存する空き家についてなされる場合は、同プロジェクトと連動した効果的な事業展開を図るため、100万円を限度として加算する。</p>

備考1 公共工事に伴う移転補償金その他市の補助金を受けて空き家の改修を行う場合は、補助の対象としない。ただし、これらの補助金等の対象となる経費と明確に区分できる場合は、この限りでない。

2 補助金の交付は、同一の空き家の改修につき1回限りとする。

別表第2（第4条・第5条関係）

補助対象事業	必要な書類
住宅用改修	1 事前協議に必要な書類 (1) 所有権を証する書類（売買契約書，登記済証の写し等） (2) 工事設計書の写し (3) 工事費見積書の写し (4) 着工前写真 (5) 滞納のないことを証する書類（法人の分を含む。）
店舗・事務所用改修	(6) その他市長が必要と認める書類 2 事前協議内容の変更に必要な書類 (1) 変更後の工事設計書の写し (2) 変更後の工事費見積書の写し (3) 変更後の工事箇所の写真 (4) その他市長が必要と認める書類

別表第3（第7条関係）

補助対象事業	必要な書類
住宅用改修	(1) 支払額が分かる書類（領収書等）
店舗・事務所用改修	(2) 完成写真 (3) その他市長が必要と認める書類